⑩ Optical tomography catheter 100 pieces
⑪ Cardiovascular catheter with Ttansducer 106 pieces
⑫ Single-use treatment kit for ophthalmic surgery 19,520 sets
⑬ Electrosurgical unit 206 sets
Nature : Refer to “Tender Documentation & Specifications”
⑷ Delivery period : From 1 April, 2017 through 31 March, 2018
⑸ Delivery place : NTT MEDICAL CENTER TOKYO
⑹ Time-limit for application : Application for tender should be made by completing the prescribed application forms and submitting them by 2 : 00 p.m. January 25, 2017 (Japan Standard Time) to the address in 5 ⑻.
⑺ Time-limit for tender : 10 : 00 a.m. January 30, 2017 (Japan Standard Time)
⑻ Contact point for the notice :
Office in Japan NTT MEDICAL CENTER TOKYO
Attn. Mr. Shuuichirou Amano
5—9—22 Higashi-gotanda Shinagawa-ku Tokyo 141—8625 Japan
TEL : (03) 3448—6126
FAX : (03) 3448—6127
⑼ Bidding guarantee deposit／Performance guarantee deposit : Exemption

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 12 月 5 日
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長　成瀬　英治
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事概要
⑴ 品目分類番号　41
⑵ 工事名　那覇港（新港ふ頭地区）岸壁（−13.0m）築造工事（第２次）（電子入札対象案件）
⑶ 工事場所　沖縄県那覇市港町地先
⑷ 工事内容　共通工、地盤改良工、基礎工、本体工、上部工、付属工
⑸ 工期　契約締結日の翌日から平成30年３月16日まで
⑹ 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑻ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼ 本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽ 本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑾ 本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う対象工事である。
⑿ 本工事は、総価契約の内訳として単価について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
⒀ 本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を実施する試行工事である。
⒁ 本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。
なお、選択に当っては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に別紙様式１により通知するものとする。
⒂ 本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⒃ 本工事は、企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）の提案項目数の低減を行う試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。
⑴ 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵ 沖縄総合事務局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷ 沖縄総合事務局における港湾土木工事に係る平成27・28年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については950点以上であること。
⑸ 技術提案に関わる施工計画が適正であること。
⑹ 平成13年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
１）単体及び特定ＪＶの代表者は、下記の①かつ②の施工実績（①と②は別件工事でも可能）を有すること。
① 作業船によるサンドコンパクションパイル工（杭径φ1,400㎜以上）を施工した実績
② 作業船による2,800ｔ／函以上のケーソン据付（仮置きを除く）を施工した実績
２）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記の①かつ②の施工実績（①と②は別件工事でも可能）を有すること。
① 作業船によるケーソン据付（仮置きを除く）を施工した実績
② 作業船による基礎捨石の海上投入を施工した実績
⑺ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、特定ＪＶの場合は代表者が必ず１名、代表者以外の構成員については各１名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成13年度以降に、上記⑹に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。